

令和4年9月17日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木尉久様

阪神興業株式会社
代表取締役 水山清嗣

ご連絡

当社が運営する全ての自動車教習所の入学申込書につき、現行の3項（「納入した諸費の返還請求は致しません。」）を削除し、新たに11項として、下記の条項を設けます。

記

入校後、退校又は転校する場合には、既に納入した教習料金から、入学金、実施済みの運転適性検査及び効果測定費用、受講済みの授業料、受検済みの各検定料、教本代、運転免許センター等に納付済みの仮免許交付料及び申請料、解約料（3,000円）並びに振込手数料を控除した残額を返金します。ただし、運転適性検査を実施する前に退校又は転校する場合は、解約料（3,000円）及び振込手数料を控除した残金を返金します。

なお、上記の変更が反映された入学申込書は、本年12年1日より使用を開始する予定です。

以上